

(29) 試 験 問 題 (午前部)

注 意

- (1) 別に配布した答案用紙の該当欄に、試験問題用紙裏面の記入例に従って、受験地、受験番号及び氏名を必ず記入してください。答案用紙に受験地及び受験番号をマークするに当たっては、数字の位を間違えないようにしてください。
- (2) 試験時間は、2時間です。
- (3) 試験問題は、全て多肢択一式で、全部で35問あり、105点満点です。
- (4) 解答は、答案用紙の解答欄に、正解と思われるものの番号の枠内を、答案用紙に印刷されているマーク記入例に従い、濃く塗りつぶす方法で示してください。
- (5) 解答欄へのマークは、各問につき1か所だけにしてください。二つ以上の箇所にマークがされている欄の解答は、無効とします。解答を訂正する場合には、プラスチック消しゴムで完全に消してから、該当欄の枠内をマークしてください。答案用紙への記入は、**鉛筆(HB)**を使用してください。該当欄の枠内をマークしていない解答及び**鉛筆**を使用していない解答は、無効とします。
- (6) 答案用紙に受験地、受験番号及び氏名を記入しなかった場合は、採点されません(試験時間終了後、これらを記入することは、認められません。)
- (7) 答案用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。
- (8) 試験問題のホチキスを外したり、試験問題のページを切り取る等の行為は、認められません。
- (9) 試験時間中、不正行為があったときは、その答案は、無効なものとして扱われます。
- (10) 試験問題に関する質問には、一切お答えいたしません。
- (11) 試験問題は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。

第1問 次の文章は、職業選択の自由に対する規制の合憲性判断の手法についての文章である。()の中に適切な語句を挿入して文章を完成させた場合に、(①)から(③)までに入る語句の組合せとして最も適切なものは、後記1から5までのうち、どれか。

職業選択の自由に対する規制については、国民の生命・健康に対する危険を防止又は除去若しくは緩和するための()目的規制と社会公共の便宜を促進し社会的・経済的弱者を保護するための()目的規制に区別し、(①)目的規制の場合には()目的規制の場合よりも規制立法の合憲性を厳格に審査すべきであるとの考え方がある。

この考え方に対しては、例えば、()目的規制と()目的規制の両面の要素を有する場合があることや、公衆浴場の適正配置規制に関する判例のように従来は(②)目的規制と捉えられたものが事情の変化によって()目的規制と解されるようになる場合があることなど、()目的規制か()目的規制かの区別は相対的であるとの指摘があるほか、判例の中にも、酒類販売業の免許制について、()目的規制か()目的規制かを明らかにすることなく、租税の適正かつ確実な賦課徴収を図るという財政目的による規制であるとした上、(③)ものがある。

- 1 ①積極
②積極
③その必要性和合理性についての立法府の判断が著しく不合理でないかの検討が必要であるとした
- 2 ①積極
②積極
③より緩やかな規制手段で同じ目的を達成することができるかの検討が必要であるとした
- 3 ①消極
②積極
③より緩やかな規制手段で同じ目的を達成することができるかの検討が必要であるとした
- 4 ①消極
②消極
③その必要性和合理性についての立法府の判断が著しく不合理でないかの検討が必要であるとした

5 ①消極

②消極

③より緩やかな規制手段で同じ目的を達成することができるかの検討が必要である
とした

第2問 財政に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 国の収入支出の決算は、毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならないが、各議院がその決算を承認するかどうかを議決することはできない。

イ 内閣は、予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基づかずに予備費を設けることができるが、その支出については、事後に国会の承諾を得なければならない。

ウ 予算の法的性質を法律それ自体と解する見解の根拠としては、予算が政府のみを拘束することや、予算が会計年度ごとに成立することを指摘することができる。

エ 公の支配に属しない教育の事業に対し公金を支出することは、憲法に違反する。

オ 新たに租税を課すには、納税義務者、課税物件、課税標準、税率等の課税要件のみならず、その賦課・徴収の手続についても、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

- 1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第3問 条約に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものは、幾つあるか。

ア 国家間の合意であるとの条約の性質に照らし、内閣は、事前に国会の承認を経なければ、条約を締結することができない。

イ 既存の条約を執行するために必要な技術的・細目的な協定も国家間の合意であるから、これを締結する場合も、国会の承認を経なければならない。

ウ 条約の締結に必要な国会の承認については、衆議院に先議権はないが、議決に関する衆議院の優越が認められている。

エ 憲法と条約の関係についての憲法優位説を採ると、条約は裁判所の違憲審査の対象とならないという見解を採ることはできない。

オ 条約が裁判所の違憲審査の対象となるという見解を採った場合、条約について違憲判決がされたときは、条約の国内法としての効力のみならず国際法としての効力も失われる。

1 1個

2 2個

3 3個

4 4個

5 5個

以下の試験問題については、国際物品売買契約に関する国際連合条約（ウィーン売買条約）の適用は考慮しないものとして、解答してください。

第4問 Aが成年被後見人又は被保佐人である場合に関する次のアからオまでの記述のうち、**Aが被保佐人である場合にのみ正しいこととなるもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、Bは、Aが成年被後見人である場合の成年後見人又はAが被保佐人である場合の保佐人とする。

ア AがBの同意を得ないで不動産を購入した場合において、その売主がBに対し1か月以内にその売買契約を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をしたにもかかわらず、Bがその期間内に確答を発しないときは、その売買契約を追認したものとみなされる。

イ AがBの同意を得ないで不動産を購入した場合において、その売主がAに対し1か月以内にBの追認を得るべき旨の催告をしたにもかかわらず、Aがその期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、その売買契約を取り消したものとみなされる。

ウ Aが行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いて不動産を購入したときは、その売買契約を取り消すことができない。

エ AがCの任意代理人として不動産を購入した場合において、Bの同意を得ていないときは、Bの同意を得ていないことを理由として、その売買契約を取り消すことができる。

オ BがAの法定代理人として不動産を購入するには、Bにその代理権を付与する旨の家庭裁判所の審判がなければならない。

1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

第5問 錯誤に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 相手方の詐欺によってした法律行為につき要素の錯誤があった場合には、詐欺の規定のほか、錯誤の規定の適用もあり、詐欺を理由とする取消権が時効により消滅した後でも、表意者は、当該法律行為の無効を主張することができる。

イ 売買の目的物に隠れた瑕疵があり、売主に瑕疵担保責任が認められる場合には、この点につき買主に要素の錯誤があったときでも、錯誤の規定の適用はない。

ウ 当事者が和解契約によって争いをやめることを約した場合には、その争いの目的である事項につき錯誤があったときでも、錯誤の規定の適用はない。

エ 養子縁組の意思表示については、錯誤の規定の適用があり、表意者に重過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

オ 家庭裁判所に対してされた相続の放棄の意思表示については、錯誤の規定の適用はない。

- 1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第6問 Aは、Bに対し、返還の時期を平成18年11月1日として、金銭を貸し付けた。この消費貸借契約に基づくAの貸金債権（以下「本件貸金債権」という。）の消滅時効に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、当該消費貸借契約の締結は、商行為に当たらないものとする。

ア Bは、平成28年12月1日、本件貸金債権の時効完成の事実を知らないで、Aに対し、本件貸金債権の存在を承認した。この場合、Bは、同月20日に本件貸金債権の消滅時効を援用することができる。

イ Aは、本件貸金債権を担保するため、C所有の土地に抵当権の設定を受けた。Bは、平成27年6月1日、Aに対し、本件貸金債権の存在を承認した。この場合、Cは、平成28年12月20日に本件貸金債権の消滅時効を援用することができない。

ウ Cは、Aとの間で、本件貸金債権に係る債務を主たる債務として連帯保証契約を締結した。Bは、平成28年12月1日、Aに対し、本件貸金債権の消滅時効の利益を放棄する旨の意思表示をした。この場合、Cは、同月20日に本件貸金債権の消滅時効を援用することができない。

エ Cは、Aとの間で、本件貸金債権に係る債務を主たる債務として連帯保証契約を締結した。平成27年6月1日、Bは死亡し、CがBを単独相続した。Cは、平成28年6月1日、主たる債務を相続したことを知りつつ、保証債務の履行として、その一部の弁済をした。この場合、Cは、同年12月20日に本件貸金債権の消滅時効を援用することができる。

オ Bは、平成27年6月1日、本件貸金債権に係る債務の一部の弁済をした。BとCは、同年7月1日、Aを害することを知りながら、Bの唯一の財産である土地について贈与契約を締結し、Cへの所有権の移転の登記がされた。それを知ったAは、平成28年12月1日、当該贈与契約の取消しを求める詐害行為取消請求訴訟を提起した。この場合、Cは、同月20日に本件貸金債権の消滅時効を援用することができない。

- 1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

第7問 物権的請求権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aは、その所有する甲土地についてBのために抵当権を設定し、その旨の登記がされた後、Cに対し、抵当権の実行としての競売手続を妨害する目的で甲土地を賃貸した。この場合において、Cの占有により甲土地の交換価値の実現が妨げられてBの優先弁済請求権の行使が困難となるような状態があり、Aにおいて抵当権に対する侵害が生じないように甲土地を適切に維持管理することが期待できないときは、Bは、Cに対し、抵当権に基づく妨害排除請求権を行使して、直接自己への甲土地の明渡しを求めることができる。

イ Aがその所有する甲土地をBに賃貸し、その旨の登記がされた後、Cが甲土地上に不法に乙建物を建ててこれを使用している場合には、Bは、Cに対し、甲土地の賃借権に基づき乙建物を収去して甲土地を明け渡すことを求めることができる。

ウ Aがその所有する甲土地をBに賃貸した後、BがAの承諾を得ることなく甲土地をCに転貸した場合には、Aは、Cに対し、所有権に基づく返還請求権を行使して、甲土地のBへの明渡しを求めることはできるが、Aへの明渡しを求めることはできない。

エ BがAの承諾を得ることなく無権限でCに対しA所有の甲土地を賃貸し、Cが甲土地を占有している場合には、Aは、Bに対し、所有権に基づく返還請求権を行使して甲土地の明渡しを求めることができない。

オ Aが5分の4、Bが5分の1の割合で共有する甲土地をCが不法に占有している場合には、Bは、Aの同意を得ていなくても、Cに対し、所有権に基づく返還請求権を行使して甲土地の明渡しを求めることができる。

- 1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第8問 不動産の物権変動に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア A所有の甲土地について、Bの取得時効が完成した後その旨の所有権の移転の登記がされる前に、CがAから抵当権の設定を受けてその旨の抵当権の設定の登記がされた場合には、Bが当該抵当権の設定の登記後引き続き時効取得に必要な期間占有を継続したときであっても、Cの抵当権が消滅することはない。

イ Aがその所有する甲土地についてBとの間で締結した売買契約をBの強迫を理由に取り消した後、Bが甲土地をCに売り渡した場合において、AからBへの所有権の移転の登記が抹消されていないときは、Aは、Cに対し、甲土地の所有権の復帰を主張することはできない。

ウ AがBと通謀してA所有の甲土地をBに売り渡した旨仮装し、AからBへの所有権の移転の登記がされた後、AがBに対して真に甲土地を売り渡した場合であっても、その前にAがCに対しても甲土地を売り渡していたときは、Bは、Cに対し、甲土地の所有権の取得を主張することができない。

エ Aがその所有する甲土地をBに賃貸し、Bが甲土地上に登記されている建物を所有している場合において、Aが甲土地をCに売り渡したときは、Cは、甲土地の所有権の移転の登記を経由しなければ、Bに対し、賃貸人たる地位を主張することができない。

オ A所有の甲土地上にBがAの承諾を得ずは無権原で乙建物を建築し、乙建物について自らの意思に基づいてB名義の所有権の保存の登記をした場合には、その後Bが乙建物をCに売り渡したときであっても、引き続きBが乙建物の登記名義を保有する限り、Bは、Aに対し、建物を収去して土地を明け渡す義務を免れることができない。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第9問 占有回収の訴えに関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 動産甲の占有者Aは、Bの詐欺によって、Bに動産甲を現実に引き渡した。この場合において、Aは、Bに対し、占有回収の訴えにより動産甲の返還を求めることはできない。

イ Bは、Aが占有する動産甲を盗み、盗品であることを秘して動産甲をCに売却した。その際、Cは、動産甲が盗品である可能性があることは認識していたものの、動産甲が盗品であることを知ることはできなかった。この場合において、Aは、Cに対し、占有回収の訴えにより動産甲の返還を求めることができる。

ウ Aがその所有する動産甲をBに賃貸したが、Bは貸借期間が終了しても動産甲をAに返還しなかったことから、Aは実力でBから動産甲を奪った。この場合において、Bは、Aに対し、占有回収の訴えにより動産甲の返還を求めることができる。

エ Bは、Aが占有する動産甲を盗み、盗品であることを秘して動産甲をその事実を知らないCに売却した。その後、Cは動産甲をそれが盗品であることを知っていたDに売却した。この場合において、Aは、Dに対し、占有回収の訴えにより動産甲の返還を求めることができる。

オ Bは、Aが占有する動産甲を盗み、盗品であることを秘して動産甲をその事実を知らないCに貸し渡した。この場合において、Aは、Bに対し、占有回収の訴えにより動産甲の返還を求めることはできない。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第10問 地上権又は地役権に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。なお、別段の慣習の有無を考慮する必要はない。

ア 地上権の目的である土地とその隣地との境界線上に地上権設定後に設けられたブロック塀は、地上権者と隣地の所有者の共有であると推定される。

イ 地上権者が土地の所有者に対し定期的に地代を支払わなければならない場合において、設定行為で存続期間を定めていないときは、当該地上権者は、その地上権を放棄することができない。

ウ 竹木の所有を目的とする地上権の地上権者が、その目的である土地に作業用具を保管するための小屋を建てた場合において、当該地上権が消滅したときは、当該地上権者は、その土地の所有者に対し、当該小屋を時価で買い取るよう請求することができる。

エ 地役権は、要役地と承役地が隣接していない場合には設定することができない。

オ 設定行為により、承役地の所有者が自己の費用で地役権の行使のために工作物の修繕をする義務を負担したときは、当該承役地の所有者は、いつでも、当該地役権に必要な土地の部分の所有権を放棄して地役権者に移転し、その義務を免れることができる。

- 1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第11問 民法上の担保物権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 留置権者は、留置物の換価代金について優先弁済権を有する。

イ 留置権は、留置権者が留置物の占有を失った場合には消滅するが、質権は、質権者が質物の占有を失った場合であっても消滅しない。

ウ 不動産の売買の先取特権は、売買契約と同時に、不動産の代価又はその利息の弁済がされていない旨を登記した場合には、その前に登記された抵当権に先立って行使することができる。

エ 質権者は、質権の目的である債権を直接に取り立てることができる。

オ 抵当権者は、利息を請求する権利を有するときは、満期後に特別の登記をしなくても、満期となった最後の 2 年分を超える利息について優先弁済を受けることができる。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第12問 債務者Aに対する債権者として、A所有の甲土地の第1順位の抵当権者B(被担保債権額600万円)、第2順位の抵当権者C(被担保債権額2100万円)及び第3順位の抵当権者D(被担保債権額2400万円)がおり、また、無担保の一般債権者E(債権額400万円)がいる。甲土地の競売による配当金総額が5000万円であったとして、次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 抵当権の順位を、第1順位の抵当権者D、第2順位の抵当権者C及び第3順位の抵当権者Bと変更するためには、BとDの合意があれば足りる。

イ BがEに対して抵当権を譲渡した場合において、Eが当該抵当権を実行するためには、Eの債権の弁済期が到来していれば足り、Bの債権の弁済期が到来している必要はない。

ウ BがEに対して抵当権を譲渡した場合のBの配当額は200万円であり、BがEに対して抵当権を放棄した場合のBの配当額は360万円である。

エ BからDに対する抵当権の順位譲渡又は放棄は、BとDの合意によってすることができ、A、C及びEの承諾は不要である。

オ BがDに対して抵当権の順位を譲渡した場合のBの配当額は580万円であり、BがDに対して抵当権の順位を放棄した場合のBの配当額は500万円である。

- 1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第13問 法定地上権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 土地に抵当権が設定された当時、その土地の上に抵当権設定者の所有する建物が既に存在していた場合において、その建物について所有権の保存の登記がされていなかったときは、法定地上権は成立しない。

イ 同一の所有者に属する土地及びその土地の上に存在する建物が同時に抵当権の目的となった場合において、一般債権者の申立てによる強制競売がされた結果、土地と建物の所有者を異にするに至ったときは、法定地上権は成立しない。

ウ 法定地上権の地代は、当事者の請求により裁判所が定めなければならないものではなく、当事者間の合意で定めることもできる。

エ 建物の競売によって建物の所有権及び法定地上権を取得した者は、その建物の登記を備えていれば、その後その土地を譲り受けた者に対し、法定地上権の取得を対抗することができる。

オ 法定地上権の成立後にその土地上の建物が滅失した場合には、その建物の滅失と同時に法定地上権も消滅する。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第14問 根抵当権に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 根抵当権の担保すべき債権の範囲の変更について、元本の確定前に登記をしなかったときは、その変更をしなかったものとみなされる。

イ 元本の確定前に債務者が死亡して相続が開始した場合において、相続の開始後6か月以内に、根抵当権者と根抵当権設定者との間で債務者の相続人が相続の開始後に負担する債務を担保する旨の合意をしなかったときは、根抵当権の担保すべき元本は、相続開始の時に確定したものとみなされる。

ウ 元本の確定前においては、根抵当権者は、根抵当権の順位を譲渡することはできず、先順位の抵当権者から抵当権の順位を譲り受けることもできない。

エ 元本の確定後においては、根抵当権設定者は、その根抵当権の極度額を、現に存する債務の額と以後2年間に生ずべき利息その他の定期金及び債務の不履行による損害賠償の額とを加えた額に減額することを請求することができる。

オ 第三者が振り出し、債務者が裏書をした手形上又は小切手上の請求権は、債務者の一定の種類取引によって生ずるものでなければ、根抵当権の担保すべき債権とすることができない。

- 1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第15問 非典型担保に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 甲の乙に対する金銭債務を担保するために、甲が丙に対して有する既発生債権及び将来債権を一括して乙に譲渡し、乙が丙に対し担保権の実行として取立ての通知をするまでは丙に対する債権の取立権限を甲に付与する内容の債権譲渡契約について、乙がその債権譲渡を第三者に対抗するためには、指名債権譲渡の対抗要件の方法によることができる。

イ 甲が、乙に対する手形金債権を担保するために、乙の丙に対する請負代金債権の弁済を乙に代わり受領することの委任を乙から受け、丙がその代理受領を承認した場合において、丙が乙に請負代金を支払ったために甲がその手形金債権の満足を受けられなかったときは、丙がその承認の際担保の事実を知っていたとしても、丙は、甲に対し不法行為に基づく損害賠償責任を負わない。

ウ 甲が、その所有する動産を乙に対する譲渡担保の目的とした場合において、甲が乙の許諾を得てその動産を丙に売却したときは、乙は、その売却代金に対して物上代位権を行使することができない。

エ 土地の賃借人がその土地上に自ら所有する建物を譲渡担保の目的とした場合には、その譲渡担保の効力は、土地の賃借権に及ばない。

オ 構成部分の変動する集合動産について、その種類、所在場所及び量的範囲を指定するなどの方法により目的物の範囲が特定される場合には、一個の集合物として譲渡担保の目的とすることができる。

- 1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第16問 債務不履行に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 特別の事情によって生じた損害については、債務者は、その債務の成立時に当該特別の事情を予見し、又は予見することができた場合に限り、債務不履行に基づく賠償責任を負う。

イ 雇用契約上の安全配慮義務に違反したことを理由とする債務不履行に基づく損害賠償債務は、その原因となった事故の発生した日から直ちに遅滞に陥る。

ウ 他人の権利を目的とする売買の売主は、その責めに帰すべき事由によって当該権利を取得して買主に移転することができない場合には、契約の時にその権利が売主に属しないことを買主が知っていたとしても、債務不履行に基づく損害賠償責任を負う。

エ 不動産の買主は、売主が当該不動産を第三者に売却し、かつ、当該第三者に対する所有権の移転の登記がされた場合には、履行不能を理由として直ちに契約を解除することができる。

オ 建物について賃貸人の承諾を得て転貸借が行われた場合において、転借人の失火により当該建物が滅失したときは、転貸人は原賃貸人に対して債務不履行に基づく損害賠償責任を負う。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第17問 債権者代位権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 債権の譲受人は、譲渡人に代位して、当該債権の債務者に対する債権譲渡の通知をすることができる。

イ 債権者が被代位権利を行使し、その事実を債務者が了知した場合であっても、当該債務者は、被代位権利について、自ら取立てその他の処分をすることができる。

ウ 土地の賃借人がその土地上に建築した建物を当該土地の賃貸人に無断で第三者に譲渡した場合において、当該建物をその第三者から賃借した者は、賃借権を被保全債権として、その第三者が当該土地の賃貸人に対して有する借地借家法第14条に基づく建物買取請求権を代位行使することができる。

エ 債務者が既に自ら権利を行使している場合には、その行使の方法又は結果の良否にかかわらず、債権者は重ねて債権者代位権を行使することができない。

オ 債権者は、被代位権利を行使する場合において、被代位権利が金銭債権であるときは、第三債務者に対し、その支払を自己に対してすることを求めることができる。

(参考)

借地借家法

第14条 第三者が賃借権の目的である土地の上の建物その他借地権者が権原によって土地に附属させた物を取得した場合において、借地権設定者が賃借権の譲渡又は転貸を承諾しないときは、その第三者は、借地権設定者に対し、建物その他借地権者が権原によって土地に附属させた物を時価で買い取るべきことを請求することができる。

- 1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第18問 敷金に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 居住用の家屋の賃貸借において、敷金の名目で交付された金銭のうち一定額を賃貸借契約の終了時に返還しない旨の特約は、返還しない部分がいわゆる礼金に当たることが明確に合意されていても、災害により家屋が滅失して賃貸借契約が終了した場合については適用することができない。

イ 賃貸借の期間が満了した後も賃借人がその使用を継続し、賃貸人がこれを知りながら異議を述べないために賃貸借契約が更新された場合には、更新後に生ずる賃借人の債務は、従前の敷金によって担保される。

ウ 敷金が授受された建物の賃貸借契約に係る未払の賃料債権について、当該建物の抵当権者が物上代位権を行使して差し押さえた場合には、賃貸借契約が終了して当該建物が明け渡されたとしても、敷金は当該未払の賃料債権には充当されない。

エ 敷金が授受された賃貸借契約の終了の前において、賃貸人は、敷金を未払の賃料債権の弁済に充てることができない。

オ 敷金が授受された建物の賃貸借において、賃貸人は、賃借人に対して有する賃貸借関係から生じた債権のうち敷金額を控除した部分についてのみ不動産賃貸の先取特権を有する。

- 1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第19問 不当利得に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 利得に法律上の原因がないことを善意の受益者が認識した後に、受益者の保持する利益がその責めに帰すべき事由により消滅した場合には、その受益者の不当利得返還義務の範囲は減少しない。

イ 悪意の受益者は、その受けた利益に利息を付して返還しても損失者になお損害がある場合には、不法行為の要件を充足していないときであっても、その賠償の責任を負う。

ウ 善意の受益者は、法律上の原因なく利得した金銭を利用することで得られた運用収益については、社会観念上受益者の行為の介入がなくても損失者が当然に取得していたものであったとしても、不当利得として返還する義務を負わない。

エ 法律上の原因なく代替性のある物を利得した受益者は、その利得した物を第三者に売却処分して現実に引き渡した場合において、その売却後にその物の価格が高騰したときは、売却代金額ではなく事実審の口頭弁論終結時の時価相当額を不当利得として返還する義務を負う。

オ 金銭をだまし取った者がその金銭で自己の債務を弁済した場合において、債権者がその金銭を悪意で受領したときは、債権者のその金銭の取得は、金銭をだまし取られた者に対する関係で、不当利得となる。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第20問 氏に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア AにはBとの間に生まれた嫡出でない子C(16歳)がおり、CがAの氏を称していた場合において、AがDとの婚姻によってDの氏を称することとしたときは、Cは、家庭裁判所の許可を得て、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、Dの氏を称することができる。

イ AとBは婚姻した際にBの氏を称することとしたが、その後Bが死亡した場合には、Aは、Bの死亡によって当然に婚姻前の氏に復する。

ウ AとBは婚姻した際にBの氏を称することとしたが、その後AとBが離婚した場合には、Aは、離婚の日から3か月以内であれば、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、婚姻前の氏を称することができる。

エ AとBが婚姻した際にBの氏を称することとした場合には、その後AとCとの間で、Cを養親、Aを養子とする養子縁組がされたときであっても、Aは、Bの氏を称する。

オ AにはBとの間に生まれBから認知を受けた子Cがおり、CがAの氏を称していた場合において、AがBとの婚姻によってBの氏を称することとしたときは、Cは、AとBの婚姻によって当然にBの氏を称する。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第21問 未成年後見に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 未成年者Aの親権者であるBが死亡したことにより、Aに対して親権を行う者がなくなったときは、家庭裁判所は、親族その他の利害関係人の請求により、後見開始の審判をすることができる。

イ 未成年者Aの親権者であるBが管理権を喪失したことを理由に未成年後見人Cが選任された場合には、Cは、財産に関する権限のみを有する。

ウ 未成年者Aについて未成年後見が開始された場合には、家庭裁判所は、未成年後見人を複数選任することはできない。

エ 未成年者Aに嫡出でない子B(2歳)がおり、AがBの親権者である場合において、Aについて未成年後見が開始され、CがAの未成年後見人に選任されたときは、Cは、Aに代わって、Bに対する親権を行う。

オ 夫婦であるAB間に未成年の子Cがいる場合において、Aが親権を喪失したときは、Bは、遺言で、Cの未成年後見人を指定することができる。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第22問 Aがその子BにA所有の甲土地を遺贈する旨の遺言をした場合(以下では、この遺言を「遺言①」という。)と、Cがその子Dに遺産分割方法の指定としてC所有の乙土地を取得させる旨の遺言をした場合(以下では、この遺言を「遺言②」という。)との異同に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Bは、遺言①による遺贈を放棄することができるが、Dは、相続の放棄をすることなく、遺言②による財産の取得のみを放棄することはできない。

イ 遺言①による遺贈がAの配偶者Eの遺留分を侵害する場合には、Eはその遺留分を保全するのに必要な限度で減殺請求をすることができるが、遺言②による遺産分割方法の指定がCの配偶者Fの遺留分を侵害する場合には、その遺産分割方法の指定は遺留分を侵害する限度で当然に無効となる。

ウ Bは、登記をしなければ、甲土地の所有権の取得を第三者に対抗することができないが、Dは、登記をしなくても、乙土地の所有権の取得を第三者に対抗することができる。

エ BがAよりも先に死亡した場合には、遺言①による遺贈はその効力を生じないが、DがCよりも先に死亡した場合において、Dに子がいるときは、その子が乙土地の所有権を取得する。

オ Aは、Bの同意を得なければ、遺言①を撤回することができないが、Cは、Dの同意を得なくても、遺言②を撤回することができる。

- 1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第23問 次の事例における次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

【事例】

Aは、平成27年4月1日、死亡したが、その生前に、以下のとおり、財産の処分をしていた。なお、Aの相続人は、子であるC及びDの2名のみであり、Bは、Aの相続人ではない。また、各不動産の価額は、Aの死亡時における評価額であり、その後には価額の変動はないものとし、Aの死亡当時、Aには他に遺産はなく、債務もなかったものとする。

- ・ Aは、平成20年4月1日、Bに対し、現金1000万円を贈与した。Bは、この当時、この贈与が遺留分権利者に損害を加えることを知らなかった。
- ・ Aは、平成24年4月1日、Cに対し、自己の所有する甲土地(2000万円)を贈与した。Cは、この当時、この贈与が遺留分権利者に損害を加えることを知らなかった。
- ・ Aは、平成25年5月1日、Cに対し、自己の所有する乙土地(1000万円)及び丙土地(1000万円)を遺贈する旨の遺言をした。

ア Dは、Bに対し、遺留分減殺請求権を行使して、贈与を受けた金銭のうち250万円の返還を求めることができる。

イ Dは、Cに対し、遺留分減殺請求権を行使して、甲土地の2分の1の持分について所有権の移転の登記を求めることができる。

ウ Dは、Cに対し、遺留分減殺請求権を行使して、乙土地の2分の1の持分及び丙土地の2分の1の持分についてそれぞれ所有権の移転の登記を求めることができる。

エ Cが、Aの死亡後に乙土地及び丙土地をEに譲り渡し、それぞれについて所有権の移転の登記をしていた場合には、Eが譲渡の時に遺留分権利者に損害を加えることを知っていたかどうかにかかわらず、Dは、Cに対し、遺留分減殺請求権を行使して、1000万円の支払を求めることができる。

オ Aが、遺言により、乙土地及び丙土地の遺贈については、これらの財産の価額を相続財産に算入することを要しない旨の意思表示(持戻し免除の意思表示)をしていた場合には、Dは、Cに対し、当該遺贈について遺留分減殺請求権を行使することができない。

- 1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第24問 住居侵入罪等に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aは、現金自動預払機が設置された銀行の出張所に、その利用客のカードの暗証番号等を盗撮する目的で、その営業時間中に、一般の利用客と異なるものでない外観で立ち入った。この場合、Aには、建造物侵入罪が成立する。

イ Aは、甲警察署の中庭に駐車された捜査車両の車種やナンバーを把握するため、甲警察署の敷地の周囲に庁舎建物及び中庭への外部からの交通を制限し、みだりに立ち入りをすることを禁止するために設けられ、外側から内部をのぞき見ることができない構造となっている高さ2.4メートルのコンクリート製の塀の上部へ上がった。この場合、Aには、建造物侵入罪が成立する。

ウ Aは、B宅に強盗に入ろうと考えて、B宅に赴き、Bに対して、強盗の意図を隠して、「今晚は」と挨拶をしたところ、BがAに対して「おはいいり」と答えたので、これに応じてB宅に入った。この場合、Aには、住居侵入罪が成立する。

エ Aは、実父であるBと共にB宅に居住していたが、数日前に家出をしていたところ、Bから金品を強取することについてC、D及びEと共謀の上、B宅に、C、D及びEと一緒に、深夜に立ち入った。この場合、Aには、住居侵入罪は成立しないが、C、D及びEには、住居侵入罪が成立する。

オ Aは、研究所の建物の敷地の周囲に設けられていた、外部との交通を制限し外来者がみだりに出入りすることを禁止するための金網柵を引き倒して、当該敷地内に立ち入ったが、当該建物自体には立ち入らなかった。この場合、Aには、建造物侵入罪は成立しない。

- 1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第25問 正当防衛に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 正当防衛は、財産権への不正の侵害に対して、その財産権を防衛するため、相手の身体の安全を侵害した場合であっても、成立する。

イ 正当防衛は、侵害が確実に予期されている場合には、侵害の急迫性が失われるから、成立しない。

ウ 正当防衛は、反撃行為が侵害行為に対する防衛手段として相当性を有する場合には、反撃行為によって生じた結果が侵害されようとした法益よりも大きいときであっても、成立する。

エ 正当防衛は、法益に対する侵害を避けるため、他に採るべき方法がない場合に限り、成立する。

オ 正当防衛は、互いに暴行し合う喧嘩闘争の場合には、成立しない。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第26問 横領罪等に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aは、動産甲をBと共同占有していたところ、Bの占有を奪ってAの単独の占有に移した。この場合、Aには、横領罪が成立する。

イ Aは、A所有の乙不動産をBに売却し、Bから代金を受け取ったが、登記簿上の所有名義がAに残っていたことを奇貨として、乙不動産について、更にCに売却し、Cへの所有権の移転の登記を行った。この場合、Aには、横領罪が成立する。

ウ Aは、その自宅の郵便受けに誤って配達されたB宛ての郵便物がB宛てのものであることを知りながら、その中に入っていた動産甲を自分のものとした。この場合、Aには、遺失物等横領罪が成立する。

エ Aは、Bと共有している乙不動産についてBから依頼を受けて売却し、その代金を受領してAが単独で占有していたところ、これを自分のものとした。この場合、Aには、横領罪が成立する。

オ Aは、A所有の乙不動産について、Bのために根抵当権を設定したが、その登記がされていなかったことを奇貨として、更にCのために根抵当権を設定し、その登記を行った。この場合、Aには、横領罪が成立する。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第 27 問から第 34 問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答してください。

第27問 株式会社の設立に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 発起設立の方法によって株式会社を設立する場合において、発起人が引き受けた設立時発行株式につきその出資に係る金銭の払込みを受けた銀行は、当該株式会社の成立前に発起人に払込金の返還をしても、当該払込金の返還をもって成立後の株式会社に対抗することができない。

イ 発起設立の方法によって株式会社を設立する場合において、定款で設立時取締役を定めたときは、当該設立時取締役として定められた者は、当該定款につき公証人の認証を受けた時に、設立時取締役に選任されたものとみなされる。

ウ 設立時監査役が設立時募集株式の発行に係る払込みを仮装するため預合いを行ったときは、預合いの罪は成立しない。

エ 発起人は、定款を発起人が定めた場所に備え置かなければならず、設立時募集株式の引受人は、設立時募集株式の払込金額の払込みを行う前であっても、発起人が定めた時間内は、いつでも、当該定款の閲覧の請求をすることができる。

オ 株式会社の定款に記載し、又は記録する本店の所在地は日本国内にあることを要するが、当該定款に記載し、又は記録する発起人の住所は日本国内にあることを要しない。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第28問 次の対話は、会社法上の公開会社の発行する異なる種類の株式に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

教授： 議決権制限株式について説明してください。

学生：ア 株主総会又は種類株主総会において議決権を行使することができる事項について制限のある種類の株式を議決権制限株式といいます。

教授： 会社法上の公開会社による議決権制限株式の発行について、会社法上、何か制限がありますか。

学生：イ 会社法上の公開会社においては、議決権制限株式の数が発行済株式の総数の2分の1を超えるに至ったときは、発行済株式の総数の2分の1を超えて発行された議決権制限株式は、無効となります。

教授： 会社法上の公開会社において、株主が1株について複数個の議決権を有することを内容とする種類の株式を発行することができますか。

学生：ウ はい。そのような種類の株式を発行することもできます。

教授： それでは、会社法上の公開会社において、取締役の一部を種類株主総会において選任し、残りの取締役を株主総会において選任することを内容とする種類の株式を発行することができますか。

学生：エ いいえ。そのような種類の株式を発行することはできません。

教授： 最後に、会社法上の公開会社において、取締役会において決議すべき事項の一部について、当該決議のほか、種類株主総会の決議があることを必要とすることを内容とする種類の株式を発行することができますか。

学生：オ はい。そのような種類の株式を発行することもできます。

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第29問 いわゆる自己株式と自己新株予約権に関する次の1から5までの記述のうち、**正しいものは、どれか。**

- 1 株式会社が、株主との合意により当該株式会社の株式を有償で取得する場合には、株主総会の決議によらなければならないが、また、新株予約権者との合意により当該株式会社の新株予約権を有償で取得する場合にも、株主総会の決議によらなければならない。
- 2 株式会社が当該株式会社の株式の取得により株主に対して交付する金銭の総額はその取得が効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならず、また、当該株式会社が当該株式会社の新株予約権の取得により新株予約権者に対して交付する金銭の総額もその取得が効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならない。
- 3 株式会社が、自己株式を消却した場合には資本金の額も減少するが、自己新株予約権を消却した場合には資本金の額は減少しない。
- 4 株式会社は、自己株式については相当の時期に処分しなければならないが、自己新株予約権については相当の時期に処分することを要しない。
- 5 自己株式を処分する場合には募集事項を決定しなければならないが、自己新株予約権を処分する場合には募集事項を決定することを要しない。

第30問 監査役設置会社である取締役会設置会社における取締役会に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 代表取締役は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を取締役に報告しなければならない。当該報告については、取締役及び監査役的全員に対して取締役会に報告すべき事項を通知することによって省略することができない。

イ 重要な財産の処分若しくは譲受け又は多額の借財についての取締役会の決議について、特別取締役による議決をもって行うことができる旨は、定款で定めることを要しない。

ウ 取締役会の決議について、特別取締役による議決をもって行った場合には、特別取締役の互選によって定められた者は、当該取締役会の決議後、遅滞なく、当該決議の内容を特別取締役以外の取締役に加えて、監査役にも報告しなければならない。

エ 会計参与は、計算書類の承認をする取締役会に出席しなければならない。取締役会の議事録が書面をもって作成されているときは、出席した会計参与は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

オ 監査役は、取締役が不正の行為をするおそれがあると認めるときは、直ちに、取締役会を招集することができる。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第31問 次の対話は、補欠の監査役に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

教授： 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期を退任した監査役の任期の満了する時までとする旨の定款の定めがない場合であっても、この補欠の監査役の任期を退任した監査役の任期の満了する時まで短縮することができますか。

学生：ア そのような補欠の監査役の任期についての定款の定めがない場合には、株主総会の決議によっても、その補欠の監査役の任期を退任した監査役の任期の満了する時まで短縮することはできません。

教授： それでは、そのような補欠の監査役の任期についての定款の定めがある場合には、この補欠の監査役の任期はどうなりますか。

学生：イ そのような補欠の監査役の任期についての定款の定めがある場合において、選任の際に、株主総会の決議によって、その監査役が補欠であってその任期を退任した監査役の任期の満了する時までとする旨が定められたときは、その補欠の監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとなります。

教授： 次に、株主総会の決議によって、会社法又は定款で定めた監査役の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の監査役を選任することができますが、例えば、5名以内の監査役を置くという定款の定めがある監査役会設置会社であるA株式会社（以下「A社」という。）の5名の監査役のうち、3名が社外監査役である場合において、社外監査役ではなく、かつ、常勤の監査役でもない監査役1名が死亡したときは、補欠の監査役は、監査役に就任することができますか。

学生：ウ いいえ。会社法で定めた監査役の員数及び定款で定めた監査役の員数をいずれも満たしているので、補欠の監査役は、監査役に就任することができません。

教授： それでは、A社の5名の監査役のうち、3名が社外監査役である場合において、常勤の監査役ではない社外監査役1名が死亡したときは、補欠の社外監査役は、社外監査役に就任することができますか。

学生：エ はい。会社法で定めた社外監査役の員数を満たしていないので、補欠の社外監査役は、社外監査役に就任することができます。

教授： 最後に、A社の5名の監査役のうち、1名だけが社外監査役ではなく、かつ、常勤の監査役である場合において、その常勤の監査役が死亡したときは、補欠の

監査役は、監査役に就任することができますか。

学生：オ はい。会社法上、監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定しなければならぬので、補欠の監査役は監査役に就任することができます。

- 1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第32問 取締役会設置会社の計算等に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 株式会社が資本金の額を減少して欠損の填補をする場合において、減少する資本金の額が欠損の額を超えるときは、その超過額は準備金となる。

イ 定時株主総会で資本金の額の減少を決議する場合において、減少する資本金の額が欠損の額を超えないときは、株式会社の債権者は、当該株式会社に対し、資本金の額の減少について異議を述べることができない。

ウ 株式会社が資本金の額の減少と同時に株式の発行をする場合において、当該資本金の額の減少の効力が生ずる日後の資本金の額が当該日前の資本金の額を下回らないときは、当該資本金の額の減少は、取締役会の決議によってすることができる。

エ 剰余金の配当に関する事項を取締役会が定めることができる旨を定款で定めることができる株式会社は、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを取締役会が定めることができる旨を定款で定めることができる。

オ 取締役会設置会社は、会計監査人設置会社でないものであっても、配当財産が金銭であれば、一事業年度の途中において1回に限り取締役会の決議によって剰余金の配当をすることができる旨を定款で定めることができる。

- 1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第33問 合同会社に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 合同会社は、貸借対照表の作成後遅滞なく、貸借対照表又はその要旨を公告しなければならない。

イ 合同会社は、その持分を社員から譲り受けることができない。

ウ 合同会社はその商号中に退社した社員の名称を用いているときは、当該退社した社員は、当該合同会社に対し、その名称の使用をやめることを請求することができる。

エ 合同会社は、社債を発行することができない。

オ 合同会社の業務を執行する社員が第三者のために当該合同会社の事業の部類に属する取引をしようとする場合には、当該社員以外の業務を執行する社員の全員の承認を受けなければならない。

- 1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第34問 組織変更に関する次の1から5までの記述のうち、**正しいものは**、どれか。

- 1 組織変更をする株式会社の新株予約権の新株予約権者は、当該株式会社に対し、自己の有する新株予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。
- 2 組織変更をする合同会社は、債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨等の公告を、官報のほか、定款の定めに従い、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告の方法によりするときであっても、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。
- 3 合資会社が組織変更をする場合には、組織変更後の株式会社は、組織変更後の株式会社の商号について、組織変更計画の定めに従い、株主総会の決議によって定款の変更をしなければならない。
- 4 組織変更をする合名会社は、組織変更計画備置開始日から組織変更がその効力を生ずる日までの間、組織変更計画の内容等を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。
- 5 組織変更後の持分会社は、組織変更がその効力を生じた日から6か月間、組織変更に関する事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

第35問 商人(小商人, 会社及び外国会社を除く。)の商号に関する次の1から5までの記述のうち, 判例の趣旨に照らし正しいものは, どれか。

- 1 商人は, その商号の登記をしなければ, 不正の目的をもって自己の商号を使用する者に対し, その使用の差止めの請求をすることができない。
- 2 自己の商号を使用して営業を行うことを他人に許諾した商人は, 当該商人が当該営業を行うものと誤認して当該他人と取引をした者に対し, 当該他人が当該取引に関する不法行為により負担することとなった損害賠償債務を弁済する責任を負わない。
- 3 一人の商人は, 数種の独立した営業を行う場合であっても, 複数の商号を選定することができない。
- 4 商号は, 数人の相続人が共同相続をすることができない。
- 5 商号は, 営業とともにする場合又は営業を廃止する場合に限り, 譲渡することができる。